

Title	徐幹の『中論』版本について
Author(s)	メイカム, ジョン
Citation	中国研究集刊. 1987, 4, p. 17-23
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/61160">https://doi.org/10.18910/61160</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

## 徐幹の『中論』版本について

はじめに

『中論』は後漢末葉のいわゆる「建安七子」の一人、哲学者・文人であった徐幹（一七〇——二一七年）が著した論文集である①。全体的に言えば『中論』は、治政の崩潰をひきおこし、社会秩序を紊乱する諸因に、哲学的糾弾を加え、かつかかる時弊を匡正せんとする建議を進める論述である。

徐幹の思想上の支柱は、相当な程度まで、儒家の典型的義理にもとづくが、それにもかかわらず、徐幹は、決して「純然たる儒家」注②とか「醇儒本色」注③ではない。むしろ他の東漢時代の思想家と同様に、徐幹も諸派（道・法諸思想）の影響を受け入れていることが、その思想にあらわれている。

なお、『中論』は大部分の歴代経籍志、藝文志、及び私撰の書目では、子部・儒家類に列されるが、一方、『宋史』・藝文志卷二〇五及び錢曾『述古堂藏書目』卷二では雑家類に列されている。なるほど『中論』における賞罰・勢・名理・虚・因・神明等々の諸概念の運用のしかたを見れば、徐幹が諸家説を渉

## ジョン・メイカム

獵し、集成したことは、明瞭である。のみならず、彼の智行（才性）観を見ると、儒家の本色を反映するよりも、むしろ折衷のないし雑家的思想の傾向があらわれている。要するに、徐幹の思想は、決して一元的ないし平板的に把握されるべきではない。

さらに、『中論』における最も注目すべき哲学的な概念は、随処にでてくる「名実」である。それと「智行」という概念をめぐる徐幹の論辯は、やがて魏晉時代のきわめて中心的な二つの論題、即ち「名理」や「才性」にはいつて行くのである。甚だしきに至っては、「徐幹：開漢魏之際名理之学的先河」注④と言う見解もある。

さて、最近数年、『中論』版本のことに言及する專著や論文が若干出版された注⑤が、いずれもまた不十分な点があるので、本稿はその補足的報告を試みることにする。

## 一、篇数について

『群書治要』巻四十六及び『意林』巻五における『中論』の節文は、『中論』本文の最古の現存文献である。さらに、『群書治要』では、二十篇で構成されている諸現行本に載っていない二篇の佚文（即ち、後述の復三年喪篇と制役篇と）も節録されている。しかしながら、『中論』無名氏序と『文選』巻四十二における曹丕『与呉質書』の李善注によれば、原書は二十篇を数えるにすぎない。従って、この二篇の存在は、二十篇説に對して、矛盾している。にもかかわらず、二十篇説は、ほとんど誤りとされている。それについての資料を整理すると、左の通りである。

(甲) 『三國志』巻二十一の裴注に引用された『魏略』、『三國志』同巻の本文、及び『文選』巻四十二、この三書ともに載っている『与呉質書』には、いずれも「中論二十餘篇」と著録されている。

(乙) 『貞觀政要』・悔過篇に、「朕昨見徐幹中論復三年喪篇。義理甚深、恨不早見此書。」とある。してみると、唐初まで、復三年喪篇は、たしかにまだ『中論』の一篇とされていると言えよう。

(丙) 『郡齋読書志』巻十では、李獻民（字は淑であり、『邯鄲書目』を撰した）を引用し、「別本有復三年・制役二篇」とある。

これら資料中の篇名は、『群書治要』に載っている二篇節文

の内容を見ると、篇名と一致している。これら二篇は原書に載っていた可能性があると考えられ、原書は、二十餘篇で構成されていたのではないかと考える。

## 二、巻数について

『中論』は何巻であるのか。一、二、五、六、七、八、十巻とするさまざまな記載がある。

## 一卷

『隋書』・経籍志巻三十四で引用されている梁代の目録（未詳）の記載。

## 二巻

(甲) 『郡齋読書志』（晁公武によるその序は一一五一年の日付である）巻十の記載。

(乙) 石邦哲の一一五八年『中論』識（現行本では、一五〇二年黄紋刻本で最初に補録されている。後述）によれば、石が朱丞本の『中論』を借りて校したと言う。陸友（字は友仁）の一三二三年の記（石識と並附）によれば、石邦哲により手校されたその朱丞本は、二巻二十篇のものである。この石邦哲本が、陸友仁の手により刊本となって出された否かについては、大きな疑問が残っている。

(丙) 『直齋書録解題』巻九の記載。

(丁) 『玉海』卷六十二の記載。

(戊) 『文獻通考』卷二百九の記載。

### 五卷

錢曾『虞山錢遵王藏書目錄彙編』(瞿鳳起編・古典文学出版社・上海・一九五八年・一二四頁)の記載。なお『隋書』卷三十五に『徐幹集』五卷の記載もある。

### 六卷

(甲) 『意林』卷五の記載。

(乙) 『隋書』・經籍志卷三十四の記載。

(丙) 『崇文總目輯釋』卷三の記載。

(丁) 『新唐書』卷五十九の記載。

(戊) 『建安七子集』・『中論』目錄、二十六表—二十八表。

### 七卷

『文獻通考』卷二百九には、「崇文總目七卷」と記録されている。前掲の『崇文總目輯釋』では六卷とあるのと差違がある。

### 八卷

高似孫『子略』卷一に収められている仲容(字は子仲、四七六—五四九年)『子鈔』の記載。

### 十卷

(甲) 『宋史』・藝文志卷二百五の記載。

(乙) 『玉海』卷六十二に引用された『中興書目』の記載。

### 三、諸現行版本について

諸現行版本を大きく分けると、二巻と六巻との二種類がある。

### 二巻版本

(子) 無求備齋藏本

この刊本には、無名氏及び曾鞏(一〇一九—一〇八三年)の日付けのない序がついている。台湾の無求備齋の主人である敞靈峯が藏有するこの珍本は、最古の現行版本とされている注⑥。

一九七三年三月十三日の『國語日報』・副刊に載っている敞靈峯『無求備齋見藏徐幹中論題記』に、「明弘治十五年壬戌吳縣黃華卿重刊元至治三年陸友仁所刊(?)<sup>1)</sup>宋紹興二十八年石邦哲校朱丞本…無求備齋本…比弘治本紙質細薄、字體似在南宋、元、明刻本之間」とある。だが、南宋より明にかけては、五〇〇年も長い間である。かかる年代鑑定説は不十分である。

なお、敞靈峯は、「此本為弘治本之祖本」とも主張する。しかしその唯一の証拠は、即ち無求備齋本の無名氏序・貴驗篇の數個所で補闕されている墨釘が弘治本には完全な文字として出てくるというだけであって、「弘治本所補刻」と断定する敞説の根拠は薄弱である。というのは、無求備齋本の曾序及び貴言・

藝紀・曆数・審大臣・慎所従・賞罰の諸篇に補闕されている墨釘は、弘治本にもそのまま墨釘のまま出てくるからである。

もし無求備齋本が祖本であるとすれば、なぜ弘治本諸序・篇のすべての個所の墨釘が完全な文字として補刻されていないのか。従って、前述の無求備齋本の無名氏序・貴驗篇に墨釘としてあらわれている数個所が、弘治本に完全な文字としてあらわれていても、敵氏の説が正しいとは断定できない。それよりも兩刊本いずれも同じ系統の底本にもとづくが、弘治本がもとづいたテキストの方が、無求備齋本がもとづいたテキストよりも、より完全なものであるという可能性が高い。どちらの方がより古い刊本であるか、明確には決めることができない。

(丑) 明弘治本十五年(一五〇二年) 黄紋(字は華卿) 刻本  
この刊本には、無名氏序、曾序、南宋紹興二十六年(一一五八年) 石邦哲(字は熙明) 識注⑦、元至治三年(一二三二年) 陸友(友仁) 注⑧、及び明弘治十五年(一五〇二年) 都穆『書新刻中論後』跋がついている。都跋によれば、黄紋があらためて『中論』を刻したことが知られる。現在、臺灣の中央研究院歴史語言研究所に蔵有されている注⑨。

(寅) 明嘉靖四十四年(一五六五年) 薛晨(字は子熙) 校本  
この本の墨釘は、弘治本と一致するので弘治本が底本とされている。この刊本には、無名氏序、曾序、石讖、陸記及び都跋がついている。また兩卷の首葉の第一行目の下部に「四明薛晨子熙校正」と録されている。さらに嘉靖四十五年杜思序によれ

ば、この刊本が杜思により刻されたものであることがわかる。

なお、この刊本は、一九一九年上海涵芬樓四部叢刊景印本、一九二九年四部叢刊重刊本、一九三六年上海商務印書館縮印四部叢刊本及び一九六七年臺北藝文印書館四部善本叢書景印本の底本とされているので、現在最も通行している刊本と言える。

(卯) 明萬曆十年(一五八二年) 胡維新により編輯された『兩京遺編』本(有標点)

この刊本の序跋は、(寅)本と同じである。『兩京遺編』に収められている。

(辰) 明萬曆二十年(一五九二年) 程榮刻本

序跋は(寅)と同じである。一五九二年『漢魏叢書』に収められている。

(巳) 明萬曆二十年(一五九二年) 孫胤奇により檢閲された刊本

曾序がついている。何允中『廣漢魏叢書』に収められている注⑩。  
(午) 清乾隆五十六年(一七九一年) 王謨『增訂漢魏叢書』本  
無名氏・曾序及び都跋がついている。『增訂漢魏叢書』に収められている。

(未) 咸豐四年(一八五四年) 錢培名『小萬卷樓叢書』本

この刊本は、(寅)本と同じ序跋がついているし、また同本を底本としながら、『群書治要』、『意林』及び唐、宋の諸類書によって校訂されたものである。さらに、札記二卷注⑪及び『群書治要』による逸文も附されている。錢培名『小萬卷樓叢

書』に収められている。なお、この本の一八七八年重刊本と（卯）本とは、一九三五年刊『叢書集成初編』本（有標点）の底本である。一九六八年刊臺灣商務印書館『國學基本叢書』は、『叢書集成初編』本の景印本である。

（申）清光緒元年（一八七五年）『子書百家』本（有標点）曾序のついているこの刊本は、湖北崇文書局『子書百家』（別名は『百子全書』）に収められている。補闕されている文を見ると、（巳）本あるいは（午）本にもとづいた刊本ではないかとされている。

（酉）民國六年（一九一七年）鄭國勳の『龍谿精舍叢書』本序跋は（寅）本についているのと同じである。『龍谿精舍叢書』に収められている。鄭國勳の銘文によれば、「用元陸友仁本校刊」とある注⑫。従ってこの刊本は、當時の最古の伝本の重刻本とみなされている。

しかしながら、問題はある。即ち、陸記によれば、「今本二卷二十篇。宋大理正山陰石邦哲手校題識。邦哲字熙明。再世藏書。至治二年得之錢塘仇遠氏。明年夏五月己酉平原陸友仁甫記」とあり、新刊本ということに言及していない。従って、瞿鏞『鐵琴銅劍樓藏書目錄』巻十三が述べているような「陸友仁藏宋石邦哲校本」ということに過ぎないと考える。さらに、前引の池田論文は、「この本と胡本とを比べてみると、全く同じと言っていいほど類似している。誤字俗字まではほぼ等しい」注⑬（六頁）と述べる。

しかし、そこまで疑いを抱く必要がない。なぜならば、幸い、少くとも清代末葉には、元刊本はまだ存在していたといえる証拠があるからである。即ち、張文虎『舒藝室續筆』巻一に、「光緒丙子（一八七六年）：肺（視）我元人放宋本。篇目与今本無異：今附識其字句之不同者（『小萬卷叢書』本と対校して）於此」とある。

以下統けて列挙されている文句のほぼすべては、この鄭刊本と一致を見る。ささいな例外の字は、鄭氏が他刊本の異文に従ったためではないかと思う。

してみると、おそらく鄭氏の用いた刊本と張氏の見た刊本とが、同じ陸友仁の重刊した石邦哲により手校された朱丞本ではなからうかと推測する。

#### 六巻版本

（甲）清乾隆三十三年（一七六八年）陳朝輔により増訂された『建安七子集』三餘堂刊本

これは唯一の現行の六巻本であり注⑭、明崇禎十一年（一六三八年）楊徳周により輯定された『建安七子集』本にもとづき、詩、賦及び『中論』の二十篇は並列されている。二十篇の順序は、諸二十篇本と相違がある。異文は『群書治要』及び『續後漢書』巻六十九に載っている『中論』の節文と比べてみると類似している。従って、この六巻本もわりあい古く、かつ二巻本に対して、独立している系統に属していると考えられる。

以上の論述を基礎にすると、次のような三種に整理できよう。  
 ①二巻本のうち、(子)、(丑)、(寅)、(辰)、(巳)、及び(午)諸本は、一つのグループと見なし得る。また、そのグループと近い関係があるのは、(未)及び(申)両本である。

②(卯)本と(酉)本と。

③六巻の(甲)本。

なお、定本を決めるには、①グループのうち、最古の伝本としての(子)、(丑)両本のうち、どちらか一つを底本を選び、②グループの(酉)本、③グループの(甲)本、この三本を、校勘に供すべきであろう。

〔注〕

①日本人による『中論』の研究論文としては、下記のようなものがある。

(一)多田狷介『中論』訳稿 上、下。『日本女子大学紀要』一九八一年、三十一号、及び同刊、一九八二年、三十二号。

(二)池田秀三『徐幹中論校注』上、中、下。『京都大学文学部研究紀要』、一九八四年、二十三号、一九八五年、二十四号、及び一九八六年二十五号。

(三)串田久治『徐幹の政論——賢人登用と賞罰』。『愛媛大学法文学部論集』文学科編、一九八五年十八号、及び同氏『幸福の展開——徐幹のばあい』同論集、一九八六年十九号

②狩野直喜『魏晉學術考』(筑摩書房・一九六八年・一一五頁)。  
 ③梁榮茂『徐幹思想研究』一三九頁(同氏『徐幹中論校釋』所収・牧童出版社・台北・一九七九年)。

④『哲学大辞典・中国哲学史卷』。(上海辞書出版社・一九八五年・五五二頁)。

⑤例えば、駱建人『徐幹中論研究』(臺灣商務印書館・一九七三年)、嚴靈峯『周秦漢魏諸子知見書目』(臺北・中正書局・一九七三年・卷五、四五五——四六五頁)、上掲注③『徐幹中論校釋』及び同氏『徐幹中論校證』(臺北・牧童出版社・一九八〇年)、前掲池田秀三論文、四——七頁。

⑥臺灣中央圖書館善本室は影印本を収蔵する。

⑦石識、「紹興二十八年戊寅清明日假朱丞本、校于博古堂」。

⑧陸記、「今本二卷二十篇。宋大理正山陰石邦哲手校題識。邦哲字照明。再世藏書。至治二年得之錢塘仇遠氏。明年夏五月己酉平原陸友友仁甫記」。

⑨その黄本は、『邱亭知見伝本書目』巻七及び『鐵琴銅劍樓藏書目錄』巻十三に著録されている。なお、『雙鑑樓善本書』巻三では、明弘治年間、八行十六字の『中論』刊本も著録されている。おそらく、その刊本も黄紋刻本であろう。

⑩この刊本は、無名氏『說海彙編』刊本に収められている孫胤奇により検閲された本と同じである。どちらが最初なのか、未詳である。

⑪前掲池田論文七頁注三の指摘にあるように「『龍谿精舍』

(一九一七年刊——執筆者)本にもこの札記が附されているが、その目録には陳鱣の撰としてある。なぜ陳鱣とするのかは不明である」とある。

⑫前掲池田論文、五——六頁は、次のように主張する。「我々はこのにかの元本をそのまま見ることができるのである」。しかし、たとえ本当の元本を用いたと言っても、結局、鄭の手で校刊を加えたという明記があるから、そのとき他刊本を参考して、校勘を加えなかったというわけではあるまい。

⑬池田論文のこの指摘は、『龍谿精舍叢書』本が胡本の重刻本

に過ぎないという疑問を意味しない。私がこの池田論文を引用する意図は、『龍谿精舍』本が胡本の重刻本だという可能性を示すことに他ならない。私のこの意図は、池田氏の指摘の意図と同じではない。

⑭清代の諸私撰の書目に、六巻の記録として、よくでてくる。例えば、

(甲) 錢謙益『絳雲樓書目』卷二の記載。

(乙) 錢曾『述古堂藏書目』卷二の記載。